

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返戻金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください  
(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

### 3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 保険会社等に関する相談・苦情・連絡窓口

### ● 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 (通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

● このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sonpo-japan.co.jp)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 加入者証は大切に保管してください。また、8月下旬を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

この保険のご請求は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

### 事故サポートセンター

# 0120-727-110

(受付時間: 24時間365日)



2026年度 全国市町村職員年金者連盟

# 団体介護保険

医療保険基本特約・介護一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約 セット団体総合保険

団体割引  
30%を  
適用

新規は  
満79歳  
まで加入可能

簡単な  
告知で  
加入可能



【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】2025年10月1日以降保険始期契約について、新・団体医療保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

### 〈保険契約者〉

一般社団法人  
全国市町村職員年金者連盟

〒102-0084  
東京都千代田区二番町2番地  
東京グリーンパレス2階  
TEL. 03-3237-8866

### 〈取扱代理店・お問い合わせ先〉

有限会社 番町共済会

〒102-0084  
東京都千代田区二番町2番地  
東京グリーンパレス2階  
TEL. 03-3265-0043  
(平日の午前9時から午後4時30分まで)

### 〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課  
〒160-8338  
東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL. 050-3808-5528  
(平日の午前9時から午後5時まで)

# 全国市町村職員年金者連盟の 団体介護保険は

## 金銭面の補償

(介護一時金・軽度認知障害等一時金)と  
介護への備え (SOMPO笑顔俱楽部)  
をサポート!

## 団体介護保険の補償内容

連盟会員さま または 配偶者、両親、兄弟姉妹 がご加入いただけます

### ① 介護の補償 (介護一時金支払特約)

被保険者が公的介護保険における要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態<sup>(注)</sup>となり90日を超えて継続した場合に一時金をお支払いします。

(注)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

一時金

(保険金額はプランによります)

100万円～300万円

### ② 認知症の補償 (軽度認知障害等一時金支払特約)

被保険者が初めて軽度認知障害(MCI)または認知症と診断確定されたとき、被保険者に一時金をお支払いします。

一時金

(保険金額は一律です)

30万円

※介護一時金支払特約とセットでのみ加入できます

保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 保険料表

(保険期間：1年間 団体割引30%)

団体割引  
30%  
適用

### ① 介護一時金のみプラン

プラン内容	K01	K02	K03
介護一時金	100万円	200万円	300万円

被保険者 満年齢	一時払保険料(年間保険料)			
	K01	K02	K03	
新規加入	50歳～54歳	840円	1,670円	2,500円
	55歳～59歳	1,750円	3,500円	5,250円
	60歳～64歳	3,500円	7,000円	10,490円
	65歳～69歳	6,000円	11,990円	17,980円
	70歳～74歳	12,740円	25,470円	38,210円
	75歳～79歳	26,720円	53,440円	80,160円
継続加入	80歳～84歳	53,770円	107,540円	161,300円
	85歳～89歳	100,380円	200,760円	301,130円

新規加入の方は満50歳から満79歳まで、継続加入の場合は満89歳までご加入いただけます。

### ①+② 介護一時金・軽度認知障害等一時金セットプラン

プラン内容	K01+N	K02+N	K03+N
介護一時金	100万円	200万円	300万円
軽度認知障害等一時金	30万円		

被保険者 満年齢	一時払保険料(年間保険料)			
	K01+N	K02+N	K03+N	
新規加入	50歳～54歳	5,510円	6,340円	7,170円
	55歳～59歳	8,140円	9,890円	11,640円
	60歳～64歳	11,740円	15,240円	18,730円
	65歳～69歳	18,230円	24,220円	30,210円
	70歳～74歳	34,980円	47,710円	60,450円
	75歳～79歳	64,590円	91,310円	118,030円
継続加入	80歳～84歳	113,270円	167,040円	220,800円
	85歳～89歳	185,460円	285,840円	386,210円

新規加入の方は満50歳から満79歳まで、継続加入の場合は満89歳までご加入いただけます。

※保険料は、保険始期日時点(2026年8月1日、中途加入の場合は中途加入日)の満年齢によります。

※契約は1年ごとの更新となるため、更新時の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

保険料は8月12日(金融機関等が休業日の場合はその翌営業日)にご指定の口座から引き落としとなります。

※本保険は介護医療保険料控除の対象となります(2025年8月現在)。



# 認知症サポート SOMPO 笑顔俱楽部

## のご案内

以下の保険の被保険者さま(加入者さま)、対象者さまとそのご家族の方がご利用いただけます。

- 親介護費用補償特約セット団体総合保険「親子のちから」
- 親孝行一時金支払特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)のいずれかがセットされた団体総合保険(新・団体医療保険)
- 介護休業および復職支援特約がセットされた団体長期障害所得補償保険  
(注)サービス利用時点でご契約がある場合にかぎります。

**SOMPO笑顔俱楽部は認知機能低下予防からケアまで、幅広い情報を網羅したプラットフォーム(WEBサービス)です。**

### 知る



基礎知識から認知機能低下の予防に向けた活動まで、充実した情報を提供します。

- 例
- 認知症の基礎知識
  - 認知症の最新情報
  - 専門家コラムなど

### チェックする



認知機能チェックツールの提供により、認知機能低下の早期発見に寄与します。結果データを蓄積し、経年での変化を追うことが可能です。

### ケアする



介護が必要な状態になった場合に備え、SOMPOケア(介護事業)をはじめとする介護関連サービスをご紹介します。

### 予防する



パートナー企業と連携し、認知機能低下の早期発見から運動、生活習慣のサポートプログラムなど、幅広いサービスを選択いただけます。

### 支える



家族会員としてご家族にもご登録いただくことで、周りの方々へサポート機能を提供します。

(注)一部有償のサービスがあります。

詳細はこちら

<http://www.sompo-egaoclub.com>



ホームページに  
アクセスしていただき、  
会員登録してご利用いただけます。  
ご家族の方も  
登録可能です。

## SOMPO笑顔俱楽部で、いつでも認知機能をチェック

楽しみながら合計10個の問題に答えるだけで、自身の認知機能スコアが確認できます。

**定期的なチェックは、認知機能低下の早期発見と早期の予防活動に繋がります。**



### 例1

物を覚えて  
短期記憶を  
チェック

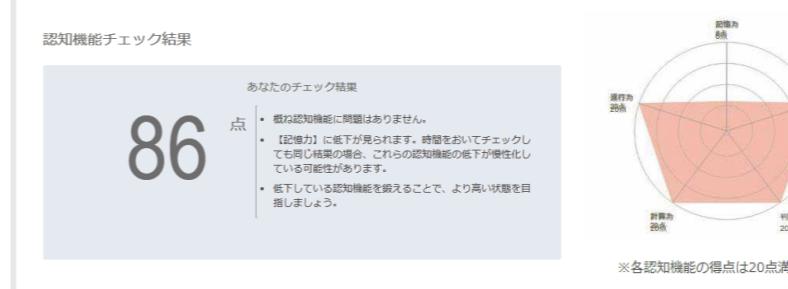


### 例2

重なる絵を  
答えて  
判断力を  
チェック



## 結果をスコアとレーダーチャートで表示



(注1)会員登録には証券番号が必要になります。

(注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合や、サービスをご利用いただけない場合があります。

(注3)本サービスはSOMPO笑顔俱楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスを、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。

(注4)写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。

(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注6)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔俱楽部のサービス利用規約をご確認ください。

(注7)こちらは概要のご案内となりますので、ご加入の保険の詳しい内容につきましてはご加入にあたり配布された「パンフレット」等をご覧ください。

## 告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(7ページ)」を必ずお読みください。

### Q & A

Q1 何口まで加入できるのか?

A1 プランを選んで加入いただくため、1つのプランのみ加入可能です。

Q1 介護用の補助用具ですが、介護用でない杖でも告知にあたりますか?

A1 介護用の杖でなくても、杖を使用しないと歩行できな場合は、補助用具の使用に該当します。

Q1 一度要介護認定申請をしたが治った場合でも、告知の要支援・要介護認定申請をしたことがあるか?にあたりますか?

A1 過去に一度でも申請したことがある場合、「該当あり」に該当します。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)】  
にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約をセットしたものです。

■保険契約者: 一般社団法人全国市町村職員年金者連盟

#### ■保険期間

継続加入と新規募集	2026年8月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで1年間となります。
10月中途募集	2026年10月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで10か月となります。
1月中途募集	2027年1月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで7か月となります。

#### ■加入申込期間と加入要領

	加入申込期間	保険期間	保険料のお支払い	加入者証の送付
継続加入	2026年4月下旬～2026年5月15日	2026年8月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで	8月にご指定の預金口座から自動引き落としさせていただきます。	7月下旬ころ発送します。 8月下旬を過ぎても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。
新規募集	2026年1月1日～2026年5月31日			
10月中途募集	2026年6月1日～2026年8月31日	2026年10月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで (初年度のみ10か月)	全国市町村職員年金者連盟から「ゆうちょ振替払込票」を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行から保険料をお振込みください。翌年からは8月にご指定の預金口座から自動引き落としさせていただきます。	10月下旬ころ発送します。 11月下旬を過ぎても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。
1月中途募集	2026年9月1日～2026年11月30日	2027年1月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで (初年度のみ7か月)		1月下旬ころ発送します。 2月下旬を過ぎても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

加入者証には所得税等の申告に必要な「保険料控除証明書」が添付されておりますので、ご確認ください。

本保険は、介護医療保険料控除の対象になります。(2025年8月現在)。

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者: 全国市町村職員年金者連盟の会員

●被保険者: 全国市町村職員年金者連盟の会員または配偶者、両親、兄弟姉妹を被保険者としてご加入いただけます。

(新規加入の場合は満79歳まで、継続加入の場合は満89歳までの方が対象となります。)

●お支払方法: 保険始期日が属する月の12日(金融機関等が休業日のはその翌営業日)に加入依頼書にご記入いただいた預金口座から口座振替(自動引き落とし)となります。(一時払)

※保険料引き落としはご指定の預金口座より三菱UFJニコス株式会社が行います。通帳には「ネンキンカイゴ」と記帳されます

※保険料引き落とし不能の場合は別途ゆうちょ振替用紙を送付しますので、期限までにお振込みください。

お振込みいただけない場合は、契約を取消させていただきます。

●お手続方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の全国市町村職員年金者連盟までご送付ください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	<p>前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合 書類のご提出は不要です。</p> <p>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書(内容変更)」および「告知書」をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。</p> <p>継続加入を行わない場合 継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書(脱退)」をご提出いただきます。</p>

●中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返り金・契約者配当金: この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合 <sup>(※1)</sup> ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態 <sup>(※2)</sup> となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないものなど (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
軽度認知障害等一時金	被保険者が、保険期間中に初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。 保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	

#### ▶介護一時金

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額  
②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

#### ▶軽度認知障害等一時金

(注)初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額  
②被保険者が軽度認知障害または認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

#### ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

#### ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していくても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生している場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など

●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 【介護一時金支払特約】

●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

### 【軽度認知障害等一時金支払特約】

●疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合は、保険金をお支払いします。

### 3.ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

#### 〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることがあります。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

#### 〈重大事由による解除等〉

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4.責任開始期

- 保険責任は、保険期間初日の午後4時に始まります。

(※)中途加入の場合はP.5の加入申込期間と加入要領をご確認ください。

(※)軽度認知障害等一時金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン事故サポートセンターまでご通知ください。

- 事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
③	傷害または疾病の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診療券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7.中途脱退と中途脱退時の返り金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返り金とする場合があります。

## 8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の9割までが補償されます。

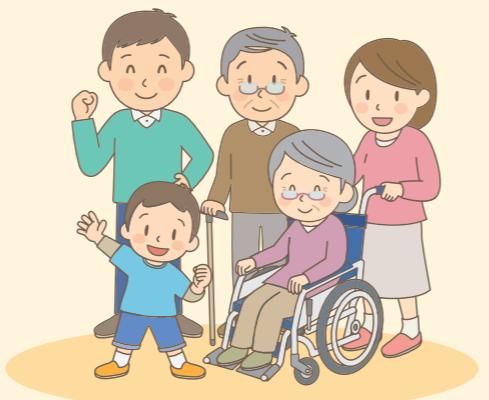
## 9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報(告知書に記載されたものを含みます。)を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンおよび損保ジャパンのグループ会社は、本契約に関する個人情報を、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行い、またこれらの者から提供を受けることがあります。

また、契約の更新時における保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方(被保険者)の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)を契約者および加入者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただきか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。



## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義																						
疾病 (病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。																						
傷害 (ケガ)	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。</p> <p>ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。</li> <li>・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。</li> <li>・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。</li> </ul> <p>(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p>																						
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。																						
軽度認知 障害	<p>軽度認知障害とは、表1に規定される疾病とし、かつ、表2の診断基準を満たすものをいいます。</p> <p><b>表1)</b> 対象となる軽度認知障害は、「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」中下記のものとします。</p> <p>アルツハイマー病による軽度認知障害、前頭側頭葉変性症による軽度認知障害、レビー小体病を伴う軽度認知障害、血管性軽度認知障害、外傷性脳損傷による軽度認知障害、物質・医薬品誘発性軽度認知障害、HIV感染による軽度認知障害、プリオントン病による軽度認知障害、パーキンソン病による軽度認知障害、ハンチントン病による軽度認知障害、他の医学的疾患による軽度認知障害、複数の病因による軽度認知障害</p> <p>(注)「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。</p> <p><b>表2)</b> 対象となる軽度認知障害は、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①以上の認知領域(複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚・運動、社会的認知)において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること</li> <li>②毎日の活動において、自立が阻害されていないこと</li> <li>③その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと</li> <li>④その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと(例うつ病、統合失調症)</li> </ul> <p>(注)「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当会社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。</p>																						
認知症	<p>(1)認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること</li> <li>②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したこと</li> </ul> <p>(2) (1)の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①器質性認知症 器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。</li> <li>②器質的な病変あるいは損傷、器質的障害 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。</li> </ul> <p><b>表3)</b> 対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中下記のものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルツハイマー病の認知症</td> <td>F00</td> </tr> <tr> <td>血管性認知症</td> <td>F01</td> </tr> <tr> <td>ピック病の認知症</td> <td>F02.0</td> </tr> <tr> <td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td> <td>F02.1</td> </tr> <tr> <td>ハンチントン病の認知症</td> <td>F02.2</td> </tr> <tr> <td>パーキンソン病の認知症</td> <td>F02.3</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症</td> <td>F02.4</td> </tr> <tr> <td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td> <td>F02.8</td> </tr> <tr> <td>詳細不明の認知症</td> <td>F03</td> </tr> <tr> <td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの</td> <td>F05.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。</p>	分類項目	基本分類	アルツハイマー病の認知症	F00	血管性認知症	F01	ピック病の認知症	F02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1	ハンチントン病の認知症	F02.2	パーキンソン病の認知症	F02.3	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8	詳細不明の認知症	F03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
分類項目	基本分類																						
アルツハイマー病の認知症	F00																						
血管性認知症	F01																						
ピック病の認知症	F02.0																						
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1																						
ハンチントン病の認知症	F02.2																						
パーキンソン病の認知症	F02.3																						
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4																						
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8																						
詳細不明の認知症	F03																						
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1																						